

平成25年2月15日
株式会社 山梨中央銀行

「山梨中銀でんさいサービス」の取扱開始について

株式会社山梨中央銀行（頭取 進藤 中）は、株式会社全銀電子債権ネットワーク（通称：でんさいネット）のサービス提供開始に併せ、平成25年2月18日（月）から標記サービスの取扱いを開始いたします。

本サービスは、法人・個人事業主のお客さま向けインターネットバンキング「山梨中銀 Biz ダイレクト」を利用して、「でんさいネット」が取り扱う電子記録債権の発生や譲渡等の基本的な取引のほか、割引による資金調達を行うことができます。

なお、より多くのお客さまに本サービスをご利用いただけるよう、「『山梨中銀 Biz ダイレクト（基本サービス）』お試しキャンペーン」を実施しております。

でんさいネット...全国銀行協会が設立した電子債権記録機関

1. 山梨中銀でんさいサービスの概要

サービス内容	「山梨中銀 Biz ダイレクト」を利用して、「でんさいネット」が取り扱う電子記録債権の発生・譲渡・支払等の各種記録および資金決済を行います。		
ご利用対象者	法人および個人事業主の方で、インターネットに接続できるパソコンをお持ちで、インターネット経由のメールが受信できるメールアドレスをお持ちのお客さま お申込みには、所定の審査がございます。		
ご利用時間	7：00～24：00（銀行営業日、土・日・祝日） 15：00～24：00は予約のみ 毎月第2土曜日、12/31～1/3、5/3～5/5は休止		
主な取引・手数料	取引の種類		
	取扱手数料 （消費税等含む）		
	発生記録（手形の振出に相当）	当行内	315円
		他行宛	630円
	譲渡記録（手形の裏書に相当）	当行内	210円
		他行宛	315円
分割記録（債権を分割して譲渡）	当行内	315円	
	他行宛	630円	
口座間送金決済による口座入金（手形の取立に相当）	210円		
初期契約料、基本利用手数料は不要です。			

2. 「山梨中銀 Biz ダイレクト (基本サービス)」お試しキャンペーンの概要

対象期間	平成25年2月4日(月)～平成25年6月28日(金)
対象のお客さま	対象期間中に「Biz ダイレクト (基本サービス)」と「でんさいサービス」を同時にご契約いただいたお客さま
内容	平成25年9月30日(月)までの「Biz ダイレクト (基本サービス)」の月額基本手数料1,050円(消費税等含む)を、無料といたします。

3. お客さまからのお問い合わせ先

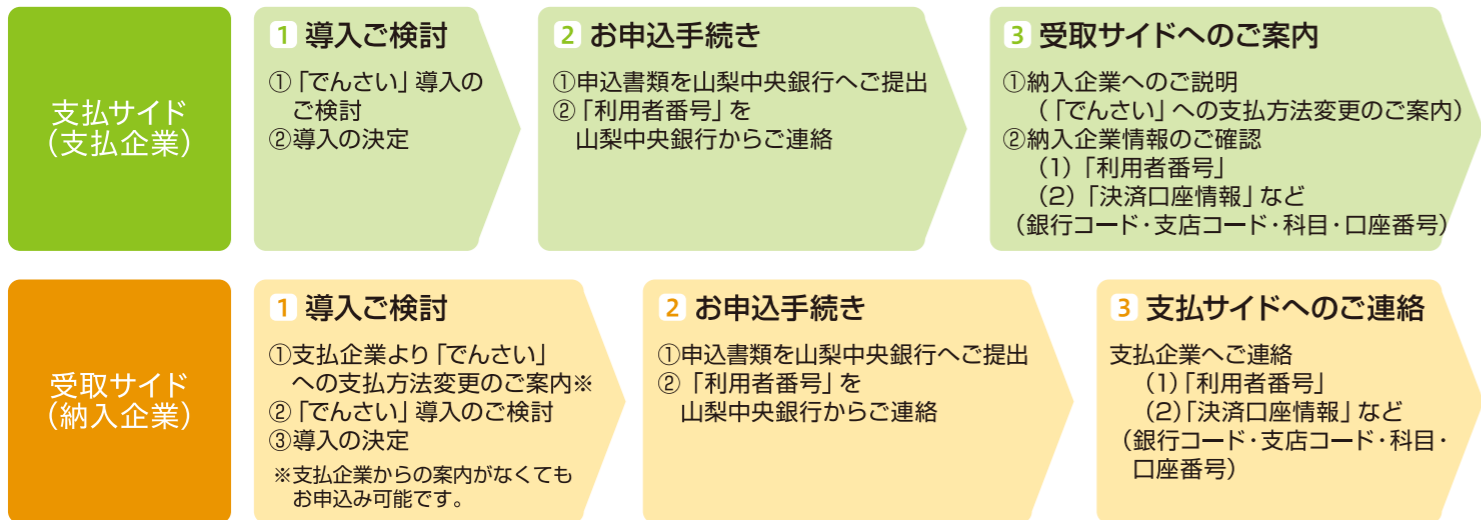
山梨中銀ダイレクトマーケティングセンター

電話：0120-201862ふれあいハローに(照会コード：3)

〔受付時間〕月曜日～金曜日 9：00～17：00(ただし、祝日・12/3～1/3は除きます。)

以上

5 ご利用開始までの流れ



6 ご利用申込に必要なもの

お申込まれるのは法人または個人事業主のみです。

必要なもの	法人	個人
決済口座のご印鑑	○	○
お通帳 (普通預金口座の場合)	○	○
本人確認資料	○ ^(※1)	○
登記事項証明書 (発行から3ヵ月以内)	○	—
実印・印鑑証明書 (発行から3ヵ月以内)	△ ^(※2)	○

●債務者利用をご希望の場合には、下記の書類も別途必要となります。(重複のご提出は必要ありません)

必要なもの	法人	個人
決算書 (直近2期分)	○	○
その他審査に必要な書類	○	○

※1 窓口に来られる方のもをご用意ください。
 ※2 法人は実印でのお申込みの場合に必要となります。

7 でんさいサービスに関するQ&A

Q1 「でんさいネット」は複数の銀行で利用することはできますか？

A 「でんさいネット」の利用に関しては、支払・受取ともに複数の銀行で利用することができますが、それぞれの銀行に利用申込を行う必要があります。

Q2 複数の口座を決済(支払及び入金)口座として利用できますか？

A 支払、受取ともに複数の口座を決済(支払及び入金)口座として利用することができます。

Q3 支払や受取などの記録内容はどのように確認できますか？

A 記録内容は支払・受取ともに「でんさいネット」に接続して、パソコン画面で確認します。ただし、支払については、当行経由で発生記録請求をした内容のみ確認可能です。

Q4 支払や受取に関して、決済予定の連絡はありますか？

A 支払については支払期日の2営業日前に決済予定情報が電子メールで通知されます。受取についても電子メールで通知されます。

手形に代わる新たな決済手段です

〈山梨中銀〉 でんさいサービス

「電子記録債権」と「でんさいネット」

電子記録債権とは？

- 平成20年12月に施行された、「電子記録債権法」により創設された新しい金銭債権です。
- 手形や売掛債権の問題点を解決し、中小事業者の資金調達の円滑化を図ることが期待されています。
- インターネット(PC)等を通じて、電子記録債権を記録・管理する電子債権記録機関の記録原簿へ電子記録することで、支払いに利用することができます。

でんさいネット/でんさいとは？

- 全国銀行協会が設立した電子債権記録機関が、株式会社全銀電子債権ネットワークです。銀行をはじめ全国の金融機関が参加します。
- 同社の通称を「でんさいネット」と呼び、同社による電子記録債権を「でんさい」といいます。

くわしくは山梨中央銀行の窓口
またはフリーダイヤルへどうぞ

ふ れ あ い ハ ロ ー に
0120-201862
(照会コード：3)

〈受付時間〉
月曜日～金曜日 9:00～17:00
(ただし、祝日および12/31～1/3は除きます)

ふれあい、さわやか
山梨中央銀行

(平成25年2月4日現在)
www.yamanashibank.co.jp

1 でんさいサービスのメリット

支払企業(債務者側)のメリット

①事務負担が軽減、搬送コストも削減

手形の発行および振込の準備など、支払に関する事務負担が軽減されます。さらに、手形の搬送コストも削減できます。

②印紙税の負担軽減

手形と異なり印紙税は課税されません。

③支払手段の一本化

手形・振込・一括決済など、複数の支払手段を一本化することも可能となり、資金管理の効率化が図れます。

納入企業(債権者側)のメリット

①事務負担が軽減、搬送コストも削減

ペーパーレス化により、紛失や盗難の心配がありません。また、厳重に保管、管理する必要がなくなり、管理コストを削減することができます。

②必要な分だけ分割・割引が可能

必要な分だけ分割して譲渡や割引をすることが可能です。手形にはない「でんさい」特有の大きなメリットです。

③取立手続き不要

支払期日になるとご指定の口座に自動入金されますので、面倒な手続きは不要です。

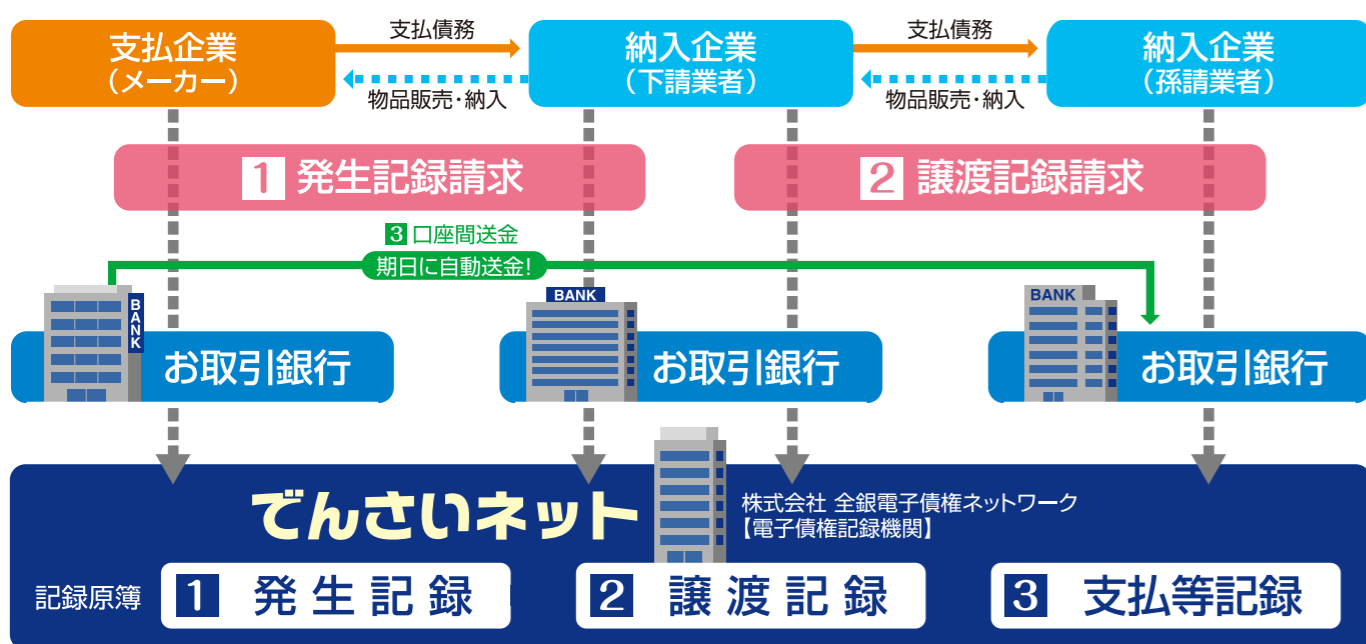
④資金繰りに有効活用

「でんさい」は流通性の高い債権であり、これまで資金繰りに活用できなかった債権の譲渡や割引などが可能となり、無駄なく有効活用することができます。

2 取引イメージ

- 1 電子債権の発生**…… お取引銀行を通じて、でんさいネットの記録原簿に「発生記録」を行うことで、電子債権が発生します。
- 2 電子債権の譲渡**…… お取引銀行を通じて、でんさいネットの記録原簿に「譲渡記録」を行うことで、電子債権を譲渡できます。必要に応じて債権を分割して譲渡することもできます。
- 3 電子債権の支払**…… 支払期日になると、自動的に支払企業の口座から資金が引落され、納入企業の口座へ払込みが行われます。でんさいネットが支払が完了した旨を「支払等記録」として記録しますので、面倒な手続は一切不要です。また、手形と異なり、納入企業は支払期日の当日から資金を利用することが可能となります。

でんさいネットの取引イメージ図



3 サービスの内容

ご利用形態

ご利用目的に応じて、利用形態を選択できます。

- 債務者利用…債権者および債務者として取引を行います(「でんさい」の発生・譲渡等全ての取引が可能です)
- 債権者利用…債権者としてのみ取引を行います

記録請求サービス

項目	サービス内容	ご利用時間
発生記録	手形制度における振出に相当します。利用者番号や口座情報等で相手先を特定し、当行を通じて発生記録の請求をします。この発生記録が行われると「でんさい」が発生します。発生日は1ヶ月先までの日付を指定した予約が可能です。発生記録には請求方法の違いにより、2つの方式があります。 ①債務者(支払企業)請求方式: 債務者(支払企業)側から債権者(納入企業)宛てに「でんさい」を発生させる方式です。 ②債権者(納入企業)請求方式: 債権者(納入企業)側から債務者(支払企業)宛てに「でんさい」を請求する方式です。	平日 7:00~24:00 土日・祝休日 ※「山梨中銀Bizダイレクト」のサービス停止時間および12/31~1/3、5/3~5/5、毎月第2土曜日を除く ●当日付の記録請求は7:00~15:00まで手続きが可能(その時間帯以降については予約扱いとなります)
譲渡記録(分割譲渡記録)	手形制度における裏書譲渡に相当します。手形の裏書譲渡と同様に譲渡人は譲受人に対して保証債務を負います。また、「でんさい」は分割して一部譲渡することが可能です。	
保証記録	発生済の「でんさい」について債権者(納入企業)から第三者へ保証を依頼することが可能です。5銀行営業日以内に保証人が承諾すれば保証記録が成立します。	
変更記録	発生済の「でんさい」について支払期日や金額等の変更または、債権の削除を請求することが可能です。ただし、請求後、5銀行営業日以内(請求日を含む)に債権者および債務者の承諾を得る必要があります。得られない場合は自動的に変更記録請求が取り消されます。	

その他のサービス

項目	サービス内容	ご利用時間
債権情報照会(通常開示)	「でんさい」の支払期日や金額、保証人等の記録内容をでんさいサービスを通じて照会し、開示を受けることが可能です。	平日 7:00~24:00 土日・祝休日 ※「山梨中銀Bizダイレクト」のサービス停止時間および12/31~1/3、5/3~5/5、毎月第2土曜日を除く ●当日付の記録請求は7:00~15:00まで手続きが可能(その時間帯以降については予約扱いとなります)
でんさい割引	発生済の「でんさい」について債権者(納入企業)が当行へ譲渡を行い期日前に資金化することが可能です。なお、でんさい割引の利用には別途所定の審査があります。	
口座間送金決済(支払等記録)	支払期日になると、債務者口座から債権者口座へ自動的に送金され、資金決済が行われます。そして、でんさいネットにおいて自動的に支払等記録が行われます。	

※各種サービスのご利用には、当行所定の手数料がかかります。

4 ご利用いただけるお客さま

- 法人・個人事業主の方で、インターネットに接続できるパソコンをお持ちで、インターネット経由のメールが受信できるアドレスをお持ちのお客さま
- 「山梨中銀でんさいサービス」のご利用は、「山梨中銀 Bizダイレクト」経由でのご利用となります。